

## 申請に対する処分

処分名	墓地，納骨堂等の経営の許可
根拠法令	墓地，埋葬等に関する法律第10条第1項
所管課	環境対策課

### 1 審査基準

#### (1) 申請を行うことができる人

奄美市に墓地，納骨堂を経営，設置しようとする人

#### (2) 申請の方法

墓地，納骨堂の経営許可を受けようとする人が，墓地等経営許可申請書（奄美市墓地，埋葬等に関する法律施行細則第2条に規定）を環境対策課に提出する。

#### 添付書類

ア 墓地，納骨堂及び付近の略図

イ 敷地の図面

ウ 納骨堂にあつては建物の配置平面図，立面図及び構造仕様書

エ 敷地の土地登記簿謄本

オ 敷地が借地の場合は，所有者の土地永代使用承諾書

カ 法人（地方公共団体を除く）の経営するものにあつては，当該法人の寄付行為又は規則の写し

キ 地方公共団体の経営するものにあつては，その設置，経営等に関する当該地方公共団体の議会の議決書の謄本又は抄本

ク その他市長が必要と認める書類

ケ 計画段階で市と十分協議すること。

#### 許認可等の要件

ア 墓地等の経営主体が次のいずれかに該当し，かつ本市内に主たる事務

所又は従たる事務所を有するもの

(ア) 地方公共団体

(イ) 宗教法人

(ウ) 墓地経営のみを目的とする公益法人等

(エ) 古くから集落等に既存する共同墓地の管理組合（５人以上）

イ 墓地等の基準は、次のとおりとする。ただし土地の状況等により市長が支障がないと認めたときは、この限りでない。

(ア) 墓地は、道路、河川又は海岸に可能な限り沿わないで、人家その他人の多数集合する場所から１００ｍ以上離れ、飲料水を汚染するおそれの無い場所であること。

(イ) 納骨堂は寺院・教会等の境内地、墓地の区域内であること。

## 2 標準処理時間

30日